

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 輸送の安全を確保するための事業運営方針等（第 4 条－第 7 条）
- 第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制（第 8 条－第 13 条）
- 第 4 章 輸送の安全を確保するための重点施策の実施及びその管理方法（第 14 条－第 18 条）
- 第 5 章 情報公開に関する事項（第 19 条）
- 第 6 章 雑則（第 20 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本規程は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「貨自法」という。）第 15 条及び第 16 条の規定に基づき、日本郵便株式会社（以下「当社」という。）が行う輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（用語）

第 2 条 本規程において次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 郵便局 貨自法第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、当社が定める事業計画において定める郵便局
- (2) 安全マネジメント 「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」（平成 18 年国土交通省告示第 1090 号）第 2 条の規定による仕組み
- (3) 輸送 取集及び集荷、配達業務を含む輸送全般を総称する

（適用範囲）

第 3 条 本規程は、当社が行う一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業運営方針等

（輸送の安全に関する基本的方針）

第 4 条 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすものとする。また、支社及び郵便局の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹

底させるものとする。

2 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を行うなどの安全マネジメントを確実に実施し、輸送の安全性の向上に努めるものとする。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 当社は、前条に規定する基本的方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 当社は、必要に応じてグループ各社と協力し、輸送の安全性の向上に努める。

3 当社は、委託事業者を利用する場合にあっては、委託事業者の運行業務の安全の確保を阻害するような行為を行わないものとする。また、委託事業者と長期契約を結ぶ場合は、可能な範囲において、委託事業者の運行業務の安全の向上に協力するように努めるものとする。

(輸送の安全に関する目標設定)

第6条 当社は、第4条に規定する基本的方針に基づき、輸送の安全に関する目標を設定することとし、必要に応じて支社及び郵便局における目標を設定する。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 当社は、前条の規定により定める目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社内組織)

第8条 当社は、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築するため、次に掲げる者を選任する。

(1) 安全統括管理者（貨自法第16条第2項第4号に規定する安全統括管理者をいう。以下同じ。）

(2) 運行管理者（貨自法第18条に規定する運行管理者をいう。以下同じ。）

(3) 整備管理者（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に規定する整備管理者をいう。以下同じ。）

(4) その他必要な責任者

- 2 支社長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、郵便局長を統括し、指導監督を行う。
- 3 郵便局長は、支社長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、輸送を担当する部署を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定めるところによる。

(社長の責務)

第9条 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保及び体制の構築等必要な措置を講じるものとする。
- 3 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重するものとする。
- 4 取締役社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要に応じて必要な改善を行うものとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 当社は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 取締役社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第11条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) 社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制についての確立及び維持を行うこと。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知すること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査の結果等によりその把握に努め、取締役社長に報告すること。
- (6) 取締役社長に対し、輸送の安全の確保に関し、改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 取締役社長は、支社長及び郵便局長並びに運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるものとする。

- 2 各郵便局では、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じるものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定めるところによる。

- 2 当社は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者及び取締役社長並びに社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努めるものとする。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制を周知するとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等が発生した場合は、同規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第4章 輸送の安全を確保するための重点施策の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第14条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 第6条の規定に基づき定める目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第16条 当社は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年毎に適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 3 前2項に規定する内部監査は、安全統括管理者が内部監査担当部署に実施を要請し、内部監査担当部署が内部監査規程に基づく内部監査として実施する。
- 4 安全統括管理者は、内部監査の結果により、改善すべき事項が認められた場合はその内容について、取締役社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じるものとする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第17条 当社は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 当社は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に本規程の見直しを行うものとする。

- 2 当社は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、取締役社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

第5章 情報公開に関する事項

(情報公開)

第19条 当社は、以下に掲げる輸送の安全に関する情報について、毎年度公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本の方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 安全管理規程
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - (8) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - (9) 事故及び災害等に関する報告連絡体制
 - (10) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
 - (11) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれに基づき講じた措置内容
 - (12) 安全統括管理者
- 2 当社は、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は、取締役社長が決定する。ただし、この規程の趣旨に反しない軽微な改定については、運輸の安全を担当する執行役員の決定により行うことができる。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。